資料

濠洲の銀行及び銀行制度

――その歴史的發展と現狀の概略――

大谷敏治

一　序

銀行は最も重要な近代的金融機關の一つである。かゝる金融機關の發生と發展とには、おのづからそれ自身の特徴と歴史とがある。一般的にいつて、近代に於ける銀行業の發展は産業の發展に伴ひ、その竝行的副産物としてなしとげられたものである、しかしある段階にいたると、この二つは互に關聯して交互に作用しあふ、すなはち、産業の發展が銀行業の發展を促進し、そして銀行業の隆昌と集中とがまた産業に反作用を及ぼし、その兼併擴大を助けるものである、この意味に於いてこの兩者の關係は極めて密接である。

本稿の目的は、濠洲經濟發展の特殊的性質に沿ひながら、濠洲國民經濟全體の立場から、濠洲の銀行を分析し、理解することにある。從つて考察の內容は、濠洲銀行業の內部組織、各種の實務または技術の問題にはなくて、むしろ次ぎの數個の問題に限られる。

一、濠洲銀行業の歷史的發展過程と現在の一般的概況——過去百年來の濠洲銀行業の發展過程竝びにその特質を要約的に考察し、それと竝行して、銀行資本の大小、地方的分布狀態及び銀行の類別等を略述し、且つ濠洲の銀行業及び銀行制度の特徵を素描する。

二、濠洲銀行業の業務內容を分析して、その資本の源泉及び運用を考察し、彼等が濠洲の產業に對し、國家財政に對し、また濠洲國民經濟に對し、いかなる關係を持つかを見る。

三、銀行と相竝んで、ある意味では、從來濠洲に於いて、銀行以上に重要な役割をはたしつゝある他の金融諸機關、貯蓄銀行、金融及び投資會社、保險團體、友誼組合等を分析し、それ等相互間の、竝びにこれらいはゞ傍系的金融機關と銀行との間の、關係を考察し、濠洲銀行が濠洲の金融界に於いて占める地位を指摘する。

四、濠洲の銀行制度全體を考察し、それが何故に中央銀行としての濠洲聯邦銀行 The Commonwealth Bank of Australia の地位を漸次に確立しつゝあるかに論及する。

五、以上の如くに、濠洲銀行業の過去に於ける事實竝びに現在の狀態を分析したるのち、濠洲の銀行が如何に改革さるべきかについての諸示唆を提起する、たゞし、銀行業の改革について論ずる場合には、貨幣信用爲替その他の各種の經濟問題と關聯させて論ずべきであり、それでは問題があまりに廣汎にわたり、恐らくは筆者の力の及ぶ限りではなからう故に、この點はおのづから、濠洲銀行業に關する王立委員會報告書 The Report

of the Royal Commission on Banking に據ることゝならう。

之れを要するに、本稿全體の構成は、一貫して、濠洲銀行業が濠洲國民經濟の有機的組成分の一環であることを認識し、かゝる視角より、その由來を追及し、その業務を分析し、その地位を檢討し、その機能を闡明し且つその特質を指摘せんとするにある。事はもとより筆者の領域の外にある、冀くば、自から揣らず猥りに筆を動かすの愚をすて給はざらんことを。

二　銀行の職能と經濟の發展

歷史の教へるところによれば、遠くはバビロン、やゝおくれてはギリシヤ、エヂプト、ローマ等の上古の時代に於いて、既に、貨幣の取引を業とする銀行が存在したが、その當時の銀行業務は主として貨幣の兩替、保管及び抵當貸付のみであつて、銀行の組織と營業とは疑ひもなく現代の銀行のそれとは異つて居た。その後十字軍の幾度かの東征によつて東西の交通が開け、商業が發達したにつれて、伊太利諸都市、アムステルダム、ハムブルグ、ロンドン等に兩替商の域を脫した銀行が發達し、それらは、近代銀行業務の主要なるもの、一つ爲替業務をも行つたとはいへ、なほ銀行資金の運用は、當時にあつては、主として商業上の便益または消費の迅速を計ることに向けられた、かく兩替商に對して金銀の預託をなすにいたつて、いはゆる信用の受領がはじまつたけれども、これには、安全なる保管の寄託、或ひはやゝ進んで預託をなせる者相互間の支拂決濟を簡便ならしめることなどが、なほその目的として主要な部分を占めて居て、この目的を達するために、一の預金額より他の預金額に振替をなすべき指圖、すなはち爲替業務が附隨したといふべきである。換言すれば信用受領

者としての銀行、乃至支拂媒介職能の擔ひ手としての銀行はあつたけれども、その銀行はなほ信用供與といふ職能をはたすものではなかつたのである。然しながら、信用供與者としての銀行の職能もかゝる過程と倶におのづから遂行せられてくる。何故かなら、前述の爲替業務、詳言して、一の預金額より他の預金額への振替の指圖とは、あきらかに銀行に對する請求權を貨幣に代へて流通せしめることに外ならない、そして、銀行に對する請求權は、銀行の確實な信用によつて大きな信賴のもとに流通せられ、かくて多數の貨幣請求權はおのづから銀行を結び目として集結せられ、當然銀行が支拂決濟の中心として發展してくるからである。

惟ふに銀行に貨幣額の預託をなすこと自體は、決して之れが第三者へ貸付らるゝことを目的とするものではない、預託者自身が必要に應じて之れを使用せんとする目的あるにとゞまる。然かしながら、預託せられたるものを總體として見れば、その若干は常に銀行の手許に殘存しうべく、從つて之れを如何に處置するかは全く銀行自からの自由に委ねられたものとなる故に、銀行はこの部分を運用して收益をあげるにいたり、こゝに信用の受領乃至支拂の媒介といふこと以外に信用の供與といふことが銀行の職能となつて現はれる。

かゝる信用供與の對象は、當初にあつてはいふまでもなく一般商業取引の內容であるから、大規模な工場制生產による產業が相當程度に發展するまでは、戰爭及び特殊產業部門に於ける偶發的・突發的・飛躍的發展が行はるゝ以外には、大量の貨幣と信用とを必要とせず、これ故にまた現代の銀行の如き尨大な金融組織を必要としなかつたものである。然かし產業が發展するにつれて、すなはち產業資本の增大に伴つて、信用の利用はいよいよ擴大する、銀行は信用の集中と配分の機關として、產業の發展交通の便益にたすけられて、商品の交換及び商取引の範圍を擴大し、そして商業資金の圓滑敏速な運用がますます要求されるに從つて、銀行營業の

範圍と重要さとはいよいよ擴大發展する。かくして巨大な資金の集積とその運用とが近代商業銀行の主要な業務となり、信用の受領、支拂の媒介、信用の供與の三職能が、全面的に現はれてくる。

近代銀行業の職能として以上のべたところは、巨額の各種預金の吸收集積と、商取引に隨伴して生起する諸手形を主たる對象とする資金の運用貸出とに具體化されて、永く、いはゆる英國型銀行の特色とせられ、その營業の根幹をなすものであつた。

然るに、信用需要者側の需要を顧みるに、經濟生活の發展に伴ふ生產技術の進步は、生產過程をますます複雜に、生產の規模及び組織をいよいよ擴大し、生產のために投下さるゝ資本の量はますます增大し、個人乃至は個人の人格的結合のもつ資力を以つてしては、到底充足しえないものとなる。こゝに株式會社制度の普及による資本の證券化が發達し、その資本の一半は直接投資家から提供されるではあらうけれども、他の一半はまた、金融機關を通じての信用供與によつて補足せられ、こゝに銀行は從來の、流通過程に於ける信用の受領媒介供與から、生產過程へと入りこむことゝなる。まことに、リーフマンの說けるごとくに、資本の證券化、資本の非人格化は、今日の經濟生活を彩どる著しい特徵の一つである。殊に銀行は、適當なる利子を提供することによつて、從來のごとく單に支拂流通を目的とする預金以外に、自からは巨額の貨幣額を所有しつゝ、之れを身を以つて資本として營利に投ずる意志と能力とを缺くもの、所得の一部を貯蓄しつゝも之れを單獨に貨幣資本として生產に投ずるには少額にすぎるもの、これらを誘つて銀行に預金せしめ、所有者自から資本として用ひえざる貨幣額を集積し、資者の證券化及び代替性を通じて、社會的に生產に利用することを可能ならしめ、かくすることによつて產業資本を擴大し、且つその移轉を迅速ならしむるのである。

かくの如く信用の受領と信用の供與とは密接に關聯するのであるが、信用の受領は決して字義通りに信用の供與に先立つものではない。預金があつて然るのち貸出すと同時に、先づ貸出して然かる後に之れを預金として受入れることもありうる。いな、このいはゆる預金通貨の造出こそは、近代銀行業務の最も著しい特色であつて、銀行はこゝに信用創設といふ新たな職能を擔ふにいたる。

かくて集積創設された信用は、他の銀行自からの信用によつて獲得されたる自己資本と相俟つて、一部は手形小切手の形に於いて、流通過程に貨幣證券として働らき、一部は、企業に對する所有關係を示す資本を體現するもの、及び、企業に對する貸借關係を示して特に定めた割合に應じて利益の分配に與かるもの——リーフマンのいふ參加證券と貸付證券——綜じて有價證券とよばるゝものとして、生產過程に働くことゝなるのである。

銀行のかゝる活動は、特にその後の部分は、前述した英國式商業銀行の、にはかには果たしえないところであつて、却つて獨乙に於いて、むしろ銀行の重要な職能とせられたところであつた。蓋し、他國に先んじて產業革命を完成し、世界の工場を以つて自から任じ、生れながらの商賣人たる手腕と、海運保險の部門にも卓越せる經驗連絡を有つたが故に、英國はおのづから、五つの太洋を連ねて、世界を舞臺とする商業取引を自からのものとなし、英國は世界の商業の中心となりえたのである。加へて地理的に歐洲大陸とはなれて、永く政治的・社會的混亂から獨立しえたことは、他國の資本にとつては住むに易き安住の地として、倫敦は世界の取引決濟の地、資本の市場、金融の中心となつたのである。從つて倫敦を中心として發達した英國式銀行が、專ら既述の商業銀行として發展したことは極めて自然であつたのである。

これに反して、全體としてその産業發達が英國におくれた歐大陸に於いて、特に政治的に永い苦難からおくれて立ちあがつた獨乙に於いて、その國民經濟成立の過程に於いて、獨乙の銀行は、自己の巨額な資本を利用し、大企業大經營の需要に應じて信用を造出貸出し、以つて自から産業の領域に侵入してこれを發展せしめ、增大されたる資本を蓄積して再び生産過程に投下し、銀行自から産業の發展に協力したのである。

英國の銀行といへども、かゝる活動を拒否したといふのではない、いな、歐洲戰後の混亂期、相對的安定の年月を重ねずして再び陷入つた世界恐慌の時、之れらを克服して、ブロック經濟を結成しゆく過程に於いて、英國の銀行といへども、産業の領域に積極的に働きかけたのは當然であつて、之れを綜じて、産業經濟の發展と俱に産業資本は貨幣の形に於いて銀行に集中昇華して、いはゆる金融資本となつたものである。

以上述べたように、現代の經濟社會に於いては、銀行は、信用の受領及び供與、支拂の媒介竝びに信用の創設といふ職能を通じて、産業社會と密接な關係をもち、ある意味に於いて産業社會を支配するものであるが、之れらの職能のうち、現に執れを最もよく果たし、執れを最も重要なりとし、また如何なる銀行制度が、いかにその職能を分擔しあふかは、その産業社會の性格を規定する自然的・社會的條件と、その歷史的發展の段階に應じて、おのづから異なる筈である。

以上ながきにわたつて、近代銀行の職能を分析し、經濟社會にもつその意味を考察したのは、向後展開さるべき濠洲の銀行及び銀行制度の歷史的發展とその現狀の概略を、つねに、その經濟の發展全體にかゝはらしめて考察したいからにほかならない。[1]

1) この項全般については、田中金司、新庄博、「銀行經營論」昭和十年刊、第一章　現代に於ける信用取引、第二章　銀行の概念、高垣寅次郎、「銀行論」昭和五年刊、總論、經濟社會に於ける金融の意義、竝びに、南亮三郎「經濟原論講義」昭和十年刊、第七章　資本の本質と資本主義、及び、同教授「改稿流通經濟の原理」昭和二年刊、第六章　資本　の章を往見せられよ。本項は之れらに負ふところ多い。

三　濠洲の銀行制度

我が銀行法はその第一條に規定していふ、「左ニ掲グル業務ヲ營ム者ハ之ヲ銀行トス、一、預金ノ受入ト金錢ノ貸付又ハ手形ノ割引トヲ併セ爲スコト、二、爲替取引ヲナスコト、營業トシテ預金ノ受入ヲ爲ス者ハ之ヲ銀行ト看做ス。」そして銀行は、其の商號中に銀行なる文字を必らず用ひなければならず、また、銀行に非るものは、其の商號中に銀行たることを示すべき文字を用ふることを得ない、と定めてゐる。[1]

右はもとより、銀行法適用の範圍を定め、銀行法によつて取締るべきもの丶限界を明らかにしたものであつて、之れによつて銀行の經濟的作用を明確に把握せしむるや否や、疑問の餘地はあるけれども、[2]すくなくとも何が銀行であり何が銀行でないかを峻別する一つの目標とはなる。

濠洲に於いては、筆者の詮索した限り、議會の立法に於いて、銀行なる名辭を定義したものは一つもない。一八八年、ヴィクトリヤ洲政府は、委員會を設置して、他の事項と共に、銀行なる名辭を定義し、答申せしめたことがあるけれども、その定義はヴィクトリヤ洲議會に於いて成文化せられなかつた。[3]

また、一八九五年六月、シドニー市に開かれた銀行業者大會に於いて、法律によつて設立登記せらるゝ會社が、銀行または貯蓄銀行といふ名稱を冠らしめらるゝ場合には、愼重なる調査をなすべき旨を、各洲政府に勸奬せんことを決議したが、かゝる示唆も何等の實效をもたらさなかつた。[4]

かゝる事實は、直ちに濠洲に於ける銀行なる概念に、おびたゞしい混亂と紛糾とを與へる。たとへば、The Quarterly Journal of Economics や The Economic Journal の絕えざる寄稿者として、また歐洲大戰前後の、

1) 銀行法（昭和二年三月三十日法律第二十一號）、第四條。
2) 高垣寅次郎、前揭書、p. 35.
3) A. L. Gordon Mackay, The Australian Banking and Credit System, London, 1921, p. 1.
4) The Australian Insurance and Banking Record, 1895, July 17th.

及び一九二七・八年に始まる世界恐慌前後に於ける濠洲の經濟復興に、濠洲聯邦政府への最も有力な助言者として學界實際界に令名高きメルボルン大學教授、商學部長、D. B. Copland 博士は、一九二九年招かれて、コロムビア大學 Rosewell C. McCrea 教授監修、アメリカ産業叢書中の一冊 Foreign Banking Systems (H. Parker Willis 及び B. H. Beckhart 兩教授編) 卷頭第一に、雄篇 The Banking System of Australia を寄するや、濠洲の銀行を分つて、濠洲聯邦銀行、商業銀行、土地及び農業銀行（各州農業銀行、土地抵當銀行 Credit Foncier Bank 信用組合を含む)、金融及び投資會社（牧畜及び土地金融會社、各種保險會社、信託團體、建築金融組合、各種代理代辯業者を含む)、竝びに貯蓄銀行の五つとなした。[5]

然し、一九二四年以來アデレード大學に經濟學を講じ、のち、ロックフェラー財團派遣研究員として英國劍橋大學に二年の研鑽をつみたる若き經濟學者、A. L. Gordon Mackay は、Trinity College 竝びに大英帝國博物館圖書室に於ける縷心彫骨の名著、The Australian Banking and Credit System に於いて、開卷劈頭、濠洲に於ける銀行を限定することの困難を嘆じていふ、「初期に於いて、甚だ多くのものが、何等その名稱に値しなかつたにかゝはらず、自から銀行と呼稱した點にこそ、吾れ等の研究の困難が潜む。之れ等の會社は、實は土地の思惑をやつたのであつて、廣大なる地積の上に之れを自由に處分しうる權利を獲得し、この地積を分割し當初の價格よりは遙かに高き價格にて賣却する、かゝる地積を獲得する資金を獲るためには、彼等は、一般商業銀行より高き利子を提供して預金の寄託をうけたものである。然しながら之れ等の會社は、預金及び紙幣發行といふ眞の職能を果たすものではないから、銀行なる用語を、この種のものに適用すべきではない」[6]と。まことに何を以つて銀行となすかは、換言すれば銀行なる用語によつていひ現はさんとする範圍は、國によつて

5) H. Parker Willis & B. H. Beckhart, Foreign Banking Systems, New york, 1929, p.p. 61—62.
6) A. L. Gordon Mackay, ibid., pp. 1—2.

必らずしも同様ではない、前節のべたる銀行の職能の發展といふ點から見て、英國從つてまた米國にては、特殊の狹い範圍に限り[7]、歐洲大陸諸國は比較的に廣い範圍に擴張適用する傾向がある[8]。

然しながら、こゝでは筆者は暫く濠洲銀行法の碩學、Sir John R. Paget の「小切手に對して慣習的に支拂をなさゞるものは銀行にあらず」との言に從つて、預金の受入と小切手による支拂指圖に應ずることを主たる業務とするものゝみを――いはゆる商業銀行のみを、銀行とさすことゝしよう、そして前述の Copland 博士の掲げられたるものは、之れを濠洲の金融機關全般を考察する機會に委ねることゝしよう。一九一五年濠洲の高等法院判事 Sir Samuel Griffith の判決にいふ、「濠洲に於いては、この用語（銀行なる用語）は、通常の銀行業務をなすものをさすほかには、從來用ひられてゐなかつた、尤も時に、金貸が公衆を欺くために用ひたことはあつたけれども」と。彼に從へば、適法に小切手を振出すことをえないようなものは、手形法の意味に於いて銀行ではなく[9]、そしてかく解することがむしろ濠洲の一般社會の通念であるからである。そして後に示さるゝように、濠洲の經濟の發展段階は、ながく、銀行の職能を流通過程に專らなる英國式商業銀行のそれに限つて、獨乙銀行のように自から生産過程へ入りゆく方向には向かはしめず、然るに濠洲經濟の發展と、歐洲大戰後の經濟復興及び世界恐慌の克服を契機として、濠洲に於いても、銀行が貨幣・信用・爲替を通じて大きな役割をもち、それを果すべくは從來のいはゆる商業銀行では不十分とせらるゝところに、濠洲の銀行及び銀行制度の將來の問題があると、筆者は思惟するからである。

さて上述せる意味に於ける銀行は、濠洲には現在左の十一行ある。

Bank of New South Wales,

7) 但し、英國にても小切手取引を本業とせぬ貯蓄銀行 Savings bank をも銀行と呼ぶ。
8) 高垣寅次郎・前掲書、p. 32.
9) The Australian Encyclopaedia, edited by A. W. Jose & H. J. Carter with the collaboration of T. G. Tucker, 1927, p. 124.

Commercial Banking Co. of Sydney, Ltd.
National Bank of Australasia, Ltd.
Commercial Bank of Australia, Ltd.
Ballarat Banking Co., Ltd.
Queensland National Bank, Ltd.
Brisbane Permanent Building and Banking Co., Ltd.
Bank of Adelaide.
Bank of Australasia.
Union Bank of Australia, Ltd.
English, Scottish and Australian Bank, Ltd.

このほかに濠洲聯邦銀行 (The Commonwealth Bank of Australia) も預金及び小切手の支拂に應ずる普通商業銀行業務を行ふ故に附加する必要があらう。外國銀行としては The National Bank of New Zealaud, The Comptoir National d'Escomte de Paris 及び我が横濱正金銀行 (The Yokohama Specie Bank) がある。[10]

これらの濠洲銀行を、Baxter, Banking in Australia from a London Official's Point of View, に從つて、その本店所在地によつて分つと、本店を倫敦にもつ銀行三行、本店を濠洲内にもつ銀行八行となる。[11] 本店を倫敦にもつものとは、オーストララシヤ銀行 (The Bank of Australasia) 濠洲合同銀行 (The Union Bank of Australia) 及びイングリッシュ・スコティシュ・エンド・オーストラリヤ銀行 (The English, Scottish and Australian Bank) の三行のことである。

また、これらの銀行を、その資本の多數を所有する株式所有者の國籍によつて、分つことも出來る。その夫

10) 1865年、金の買入、爲替業務の經營のために、印度の諸銀行が、メルボルン市に數個の支店をおいたことがある。A. L. Gordon Mackay, ibid., p. 2.
11) Ibid.

れぞれの銀行數は前の分け方による場合と同一である。

この事實は、濠洲の銀行及び銀行制度を理解するにあたつて、次ぎの二つの點を重要なものとして教へる、すなはち一は、濠洲に於いて銀行業務を營むものに、濠洲に於いて設立され、濠洲の人々によつて所有さるゝものと、英國に於いて設立され所有さるゝものとあること、他の一つは、この事から直ちに悟りえらるゝように、濠洲に於いては銀行の設立乃至は銀行業務の經營の法律的根據が區々であるといふことである。

先づ第二の點からいふと、濠洲に於いては、さきにも述べたるように、法律を以て銀行なる用語を定義したものはない、その設立は、或ひは特許(Charter)により單行成文法(Statute)により、また一般會社法(Companies Acts)による、さらに一九〇一年一月一日を以て、六個の自治植民地(Colonies)と一個の territory との合聯によつて、濠洲聯邦 Commonwealth of Australia を結成し、英本國及び他の諸自治領屬領と共に同一の君主に對する共通の忠順によつて結合し、自由に聯合し、以て普通に英帝國(The British Empire)と呼ばるゝ大英聯邦(British Commonwealth of Nations)を組成する濠洲では、[12]銀行の設立經營は濠洲聯邦憲法 The Commonwealth of Australia Constitution Act によることも出來るが、また、各洲の法律によることも出來る。濠洲聯邦憲法は、その第五十一條に、聯邦議會は、「洲銀行 State banking[13] 以外の銀行業務、當該洲の範圍外にわたる銀行業務、銀行の設立、及び紙幣の發行に關して」立法する權能を有する。[14]けれども聯邦議會がこの權能にもとづいて立法したるは、爲替手形・小切手及び約束手形に關する法律、[15]濠洲銀行券法、[16]銀行券發行稅法、[17]及び翌年この二つの法律を補充したる聯邦銀行設立に關する法律、[18]竝びに一九二四年の聯邦銀行法[19]のみであつて、その他はみなこの聯邦銀行法の業務變更に關してなされた修正にすぎない。[20]從つて、濠洲聯邦の憲法によつて設立

12) 濠洲聯邦の結成竝びに英帝國に於ける地位については、拙稿・概觀日濠問題、小樽高商創立二十五周年記念論文集（商學討究第十一卷上中下冊合冊）所載、を往見せられよ。
13) 州立銀行の意味ではない、州の法律に據る銀行の意味である。
14) 濠洲聯邦憲法、第五十一條第十三項。
15) Bills of Exchange, Cheques, and Promissory Notes Acts, 1909, No. 27.
16) Australian Notes Act, 1910, No. 11.

された銀行は、濠洲聯邦銀行たゞ一行であつて、しかもこの銀行は、最初は銀行券の發行によつて濠洲通貨の統一といふ使命をもち、のち、歐洲大戰前後の國家財政の處理と、一九二七・八年前後の世界的不況による濠洲經濟の難局克服のために、漸次に中央銀行たる地位をかためたものであつて、前にもふれたように、預金商業銀行としての一般銀行業務も行ふけれども、それは決して主要なるものではない。[21] 然るにこれにひきかへて、アデレード銀行(The Bank of Adelaide)は、サウス・オーストラリヤ洲議會の法律によつて設立されてゐる。また、濠洲最古の、そして最大の銀行たる名譽を擔ふニュー・サウス・ウェールズ銀行(The Bank of New South Wales)は一八一七年 Act of Council によつて設立され、オーストラシヤ銀行(The Bank of Australasia)は特許(Royal Charter)によつて設立されたに對して、後年の諸銀行は各洲の會社法(Companies Act)によるものが多い。

濠洲に銀行業務を經營しうるものが、必らずしも濠洲の法乃至は母國たる英國々法によるものたるを要しないことも注目さるべきである。例へばニュー・ジーランド銀行(The Bank of New Zealand)は、ニュー・ジーランド下院法(Act of the General Assembly of New Zealand)によつて設立され、シドニー市に營業を有する我が橫濱正金銀行支店は、日本の同行特別法によつて設立されたものである。

さきに日濠通商問題の發生したる時、日濠間の通商を改善促進する諸方策の一つとして、日本側は濠洲內に於ける日本の爲替銀行の設置を、直接爲替の取組と相竝んで主張し、濠洲が外國銀行の支店設置を禁ずることを難じたことがある。[22] 然し濠洲には、明文を以つて外國銀行の設置を禁じたる項はない、たゞ濠洲にて銀行業務を經營するは甚だしく閉ざされたる特權なるが故に、前述の三外國銀行以外には如何なる銀行も、その有力

17) Bank Notes Tax Act, 1910, No. 14.
18) An Act to provide for a Commonwealth Bank, 1911, No. 18.
19) The Commonwealth Bank Act, 1924.
20) 1927年、聯邦銀行の貯蓄銀行業務を一般銀行業務から分離するための修正。1931年、聯邦銀行に對し、大藏省證券に充當するため倫敦に金を現送する權能を與へるための修正。1932年、銀行券の發行準備としての金または英磅貨保有に關する修正。

なる資力と業務經營上の技能とをもつてしても、地盤を確保することが出來ないのである。その事情の一つとして十八年の永きにわたつて、外國銀行と新たに勘定を開くことが許されなかつた事實をあげえよう。然し、歐洲大戰後の濠洲の海外輸出入貿易の發展と、外債政策とは、疑ひもなく外國系金融業者の要求を強からしめ、やがては外國銀行の新設がないとはいひきれない、さきの外國銀行と濠洲銀行との新しい取引の禁さへも、すでに一九二八年十月六日に解かれた。シドニーの The Alexander Hamilton Institute の Director にして、Australian Banking Currency and Exchange の著者たる H. E. Teare は、この間の事情をといて、「外國銀行と濠洲側とのかゝる交涉が、結局濠洲内に於ける外國銀行の支店設置となるかどうかは、未だ臆測の程度である、然し多數の人は恐らくは避けがたいと考へるであらう」と結んでゐる。[23] 但しかゝる傾向が直ちに前述の日本の要望に應へるものと速斷は出來ぬ、何故かなら、後にも說くように濠洲の金融財政は、歐洲戰後及び世界不況の復興に際し、多分に米國財界の援助を仰いだのであつて、商品貿易といふ商業政策部門内の折衝よりも、貨幣金融といふ基本的經濟政策での折衝がはるかに有力であり Teare 自身の見解が Institute of Pacific Relations の刊行物に現はれた點からみても、之れは濠洲が米國に對して放つた奇兵とみるべきではなからうか。

第一の點にもどつて、濠洲内の銀行に、濠洲内に設立されて株式の大部分が濠洲人によつて所有さるゝものと、英國内に設立されて所有の大半が英國人の手にあるものと、あることには、濠洲經濟發達の歷史、濠洲聯邦と英本國との關係を考へるとき、何の不思議もない。久しい間「恐ろしき濠洲」の名によばれた南の大陸が captain James Cook によつて英領とせられ、一七八八年 Arther Phillip に率ゐらるゝ第一回の植民者達が、ボタニー灣の黑き土に最初の鋤を入れてから、肥沃なそして廣大な新世界は、農業牧畜鑛業に無限の資源を與

21) 濠洲聯邦銀行については後に詳細に考察する。
22) The Australian-Japan Society, How to develop the trade between Australia and Japan, 1932, p. 5; 拙稿・前揭書、p.p. 653—654.
23) H. E. Teare, Australian Banking Practice and Policy, appeared in Studies in Australian Affairs, edited by P. C. Campbell, R. C. Mills & G. V. Portus, p.p. 120.—121, & ft.

英國に本店を有つて設立された銀行

濠洲銀行設立の順序	設立の年	銀行の名稱	本店所在地	摘要
11	1835	Bank of Australasia.	ロンドン	現存
12	1835	Bank of South Australia	同	1892年 The Union Bank ニ買收サル
14	1837	Union Bank of Australia. Ltd	同	現存
17	1840	Royal Bank of Australia.	同	1850年3月失敗
19	1851	Oriental Banking Corporation.	同	1884年支拂停止
21	1852	English, Scottish and Australian Bank, Ltd.	同	現存
22	1852	London Chartered Bank of Australia, Ltd.	同	1921年 English, Scottish and Australian Bank ニ合併
47	1884	Oriental Banking Corporation.	同	1892年破産

へて、植民地の設定は相次ぎ、青雲の志を抱いて "squat," する人々の數は夥しい數にのぼつたのであるが、之等の人々が、入地當初の不自由な交易バーター制から、たとへばラム酒などさへも貨幣として用ゐられた商品貨幣の時代、つゞいて當時の世界通貨、Coin of Sea borne trade たりし西班牙弗を流通せしめた時代を經過しながら、その間にも遠き故郷に使ひなれた英磅貨 sovereign への斷ちがたき愛着は、やがて一八一六年ニュー・サウス・ウェールズ植民地大會に於ける英磅貨を採用せんとの決議となり、同時に、激增する各植民地への物資の供給その他を通じて、濠洲經濟開發當初からの海外貿易の對手方は當然に英本國であつたが故に、英本國の銀行が最初はかゝる通貨の供給者、貿易決濟の職能を擔ふものとして働らいたのも決して無理ではない。のみならず、一八一七年ニュー・サウス・ウェールズ銀行が設立され、その銀行は紙幣發行權をもつてはゐたけれども、新しい經濟社會に於ける資本の蓄積は微かでもありおそくもあつたらうから、伸びゆく經濟發展に對應して、信用の受領、支拂の媒介、爲替の取引等の職能を之れら植民地の銀行が擔ひきることは全く不可能なことであつた。かくて、濠洲經濟を對象

とする銀行が母國金融の中心倫敦に設立されたのも自然であらう。現存する、本店を英國にもつ銀行、オーストララシヤ銀行、オーストラリヤ合同銀行が、開拓やゝ緒についた一八三五年、一八三七年に相ついで設立され、他の一行、イングリッシュ・スコティッシュ・エンド・オーストラリヤ銀行が西部濠洲に金が發見されて移民殺到した一八五〇年代の黄金狂時代に（詳しくは一八五二年）、設立された事實が、このことを明らかにしてゐる。なほ右に示すとほり[24]いまゝでに合併されまたは失敗して今に殘存せぬ銀行にして、倫敦に本店を設置されたものを見ても、その設立の時は、一八三〇年代の開拓時代 Squatting age 一八五〇年代の黄金狂時代及び一八八〇年代の土地投機熱時代とすべて、經濟の發展段階が、急激に上述の銀行職能の可能なる範圍を超えた場合であつて、加へて一八九三年の銀行恐慌以來は、もはや英本國に於ける銀行設立はやみたる事實はすなはち、濠洲の銀行が新たなる方向に進みつゝあることの結果であることを摘記しておかう。（未完）

24) A. L. Gordon Mackay, ibid., Appendix I より作成。